

第5章 計画的調査【ます取付管調査】

I 総則

1 適用範囲

本章は、指定した範囲に設置されている公共ます及び取付管の調査（以下「ます取付管調査」という。）に適用する。

2 調査計画書の提出

- (1) 受託者は、「業務指示書」により調査の指示を受けた後、速やかに調査計画書を提出し、業務監督員の下承を得てから調査を開始すること。なお、調査計画書の提出部数は1部とする。
- (2) 調査計画書の記載事項は、「第1章 I 総則」－「6 業務計画書」に準拠すること。
- (3) 調査計画書の内容を変更する必要があるときは、直ちに業務監督員に申し出ること。

3 日程管理

- (1) 日程管理は、調査計画書により適正に行うこと。
- (2) 作業の進捗が予定より遅れる場合は、業務監督員に報告し、指示に従うこと。

II 調査

1 調査準備

受託者は、調査に先立ち、予定日時、調査内容、調査目的及び委託者・受託者名等を記した文書を作成し、業務監督員の下承を得た上で地先住人へ配布して周知すること。また、配布日時を記録した配布先リストを作成して、速やかに業務監督員に提出すること。

2 調査の概要

(1) 一般事項

- ① 業務監督員は、「業務指示書」により指示する。実施場所、実施期間の確認を行うこと。実施期間には成果品作成期間を含む。
- ② 本調査は、公共ますの位置や、公共ます及び取付管の異常の有無等を調査するものである。修繕等が必要な箇所については、別途指示する。
- ③ 取付管内の調査は、取付管カメラ調査を行い、DVDに録画すること。

(2) 調査内容

ます取付管調査の項目及び内容

調査項目	調査内容
取付管	管種・管径・延長、損傷、外損、たるみ、勾配、継目及び支管のズレ、木根、モルタル等、横断管、老朽度、侵入水、その他の異常
公共ます	ますの形状及び設置深、蓋及び上部の状態、埋まり及び突出、ます内の状態、管口の状態、その他の異常

- ① 状態の判断は、「第7章 その他」－「II 判断基準表」に基づくこと。
 - ② 写真は公共ますの全景、ます内の状況及び異常箇所のほか、業務監督員が指示するものを撮影する。撮影後は速やかに撮影結果が良好であることを確認すること。
- (3) 調査の終了
- 調査が終了したときは、「業務終了届（様式A-23）」とともに、以下の書類等を提出すること。

① 報告書 (1部)

報告書の内容は、次のとおりとする。

- ア まず取付管調査総括表 (様式C-1)
- イ 公共ます・取付管調査結果表 (様式C-2)
- ウ 公共ます調査記録表 (様式C-3)
- エ 取付管内調査記録表 (様式C-4)
- オ 作業終了報告書 (様式C-5)
- カ 作業終了調書 (様式C-6)
- キ 作業終了内訳書 (様式C-7)
- ク 単価維持作業日報 (様式B-14)
- ケ 取付管カメラ映像データ
- コ 単価清掃終了調書 (様式B-9)
- サ 単価清掃作業日報 (様式B-10)

※本管カメラ調査を行った場合は、その映像データを提出すること。

※各様式は、電子媒体 (CD-R または DVD-R) に保管し、提出すること。

※入力用 Excel ファイル (別添図 C-2) を配布するので、データ入力後ファイルを提出すること。

② 図面 (「図面記入例 (別添図 C-1)」参照)

図面には以下の内容を記入し、紙媒体で2部、電子媒体 (CD-R または DVD-R) で1部提出すること。

- ア 下流人孔から公共ますまでの距離
- イ 下水本管から公共ますまでの距離
- ウ 取付管の管径及び管種
- エ 調査ますの位置及び上記ア～ウのます情報を記入し、調査ますと明示※1
- オ 不明ますについては、不明ますと明示※2
- カ 撤去ますについては、撤去ますと明示※3
- キ 内面修繕を実施したますについては、修繕したことが分かるように記入

ます取付管調査におけるます名称は以下のように定義する。

- ※1 調査ます：しゅん功図又は下水道管理システム図に公共ますが記載されていないが、現地に公共ますと同じ規格のますが入っており、私設ますではないと確認の取れたますのことをいう。
- ※2 不明ます：しゅん功図又は下水道管理システム図に公共ますが記載されており、現地でますの位置が確認できないが、本管内に取付管の管口は確認できるますのことをいう。
- ※3 撤去ます：しゅん功図又は下水道管理システム図に公共ますが記載されているが、現地でますの位置が確認できず、さらに本管内に取付管の管口が確認できないますのことをいう。

③ 記録写真

記録写真は、次の内容を撮影し、撮影月日や内容を判別できるようにすること。

- ア 作業に使用した車両等の全景 (1～2枚程度)
- イ 作業に使用した機材の全景 (1枚程度)
- ウ 作業に伴う安全管理関係 (ます20か所当り1枚を標準とする)
- エ 公共ますの全景及びます内の状況 (「公共ます調査記録表 (様式C-3)」に添付)
- オ 異常箇所状況 (遠近各1枚程度) (「作業必要箇所調書 (様式C-6)」に添付)

- カ 不明箇所については、道路側から撮影したもの（背景を入れること）
- キ 取付管カメラ映像の異常箇所切り出し写真（「作業必要箇所調書（様式C-6）」に添付）
- ク その他、業務監督員が指示するもの

Ⅲ 単価契約作業

1 作業の内容

本作業は、まず取付管調査でまず取付管が異常と判断された場合に、業務監督員の指示により修繕するものである。

2 作業必要箇所の報告

- (1) 「作業必要箇所報告書（様式C-5）」に「作業必要箇所調書（様式C-6）」及び「作業必要箇所内訳書（様式C-7）」を添付して提出すること。
- (2) 業務監督員は、「作業必要箇所報告書（様式C-5）」が提出されたときは、書類確認や現地調査等により、作業箇所を選定し、「業務指示書」で指示する。

3 提出書類等

単価契約作業が終了したときは、「業務終了届（様式A-23）」とともに、以下の書類等を提出すること。

(1) 報告書（1部）

報告書の作成に当たっては、事前に業務監督員と十分協議して作成すること。

- ア 作業終了報告書（様式C-5）
- イ 作業終了調書（様式C-6）
- ウ 作業終了内訳書（様式C-7）
- エ 使用資材総括表及び各使用資材集計表
- オ 産業廃棄物管理票及び沈砂等計量伝票貼付用紙（様式A-9）
- カ 出来形の規格値及び施工管理とりまとめ表
- キ 品質の規格値及び施工管理とりまとめ表
- ク 使用資材納品書
- ケ 記録写真
- コ 社内検査報告書
- サ 安全訓練・教育実施状況報告（実施状況が分かる日報形式、写真管理）
- シ 単価維持作業日報（B-14）
- ス その他、業務監督員が指示するもの

(2) 記録写真

記録写真については、次の内容を撮影し、撮影月日や内容を判別できるようにすること。

- ア 作業に使用した車両等の全景（1～2枚程度）
- イ 作業に伴う安全管理関係（交通誘導警備員・安全施設等各1枚程度）
- ウ 作業中の状況（1～2枚程度）
- エ 異常箇所の状態（各項目最低1枚）
- オ その他、業務監督員が指示するもの